

第34回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時：2022年1月20日（木）

午前9時から午前10時まで

場所：愛知県庁本庁舎 2階 講堂

1 挨拶

2 議題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

(2) その他

【配付資料一覧】

資料1：愛知県まん延防止等重点措置の対象区域について

資料2：愛知県まん延防止等重点措置 まん延防止・第6波の感染拡大の抑制に向け
県民・事業者の皆様へのメッセージ

資料3：愛知県まん延防止等重点措置の概要

資料4：愛知県まん延防止等重点措置 まん延防止・第6波の感染拡大の抑制に向け
県民・事業者の皆様へのお願い

参考資料1：愛知県の新型コロナウイルス感染症の状況

参考資料2：国の新たなレベル分類と県の指標について

参考資料3：PCR等検査無料化事業に係る登録検査所数

参考資料4：愛知県の新型コロナワクチン3回目接種の前倒し接種実施状況

参考資料5：大規模集団接種会場について

参考資料6-1：大規模集団接種会場の予約の状況について

参考資料6-2：愛知県のワクチン接種の状況（3回目接種）

参考資料7：新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に対する事業継続計画（BCP）
策定の周知について

第 34 回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(順不同、敬称略)

《有識者・関係団体》

所 属	職 名	氏 名
医療専門部会 (国立病院機構 名古屋医療センター)	部会長 (院 長)	はせがわ よしのり 長谷川 好規
愛知県医師会	会 長	ませき みつあき 柵木 充明
愛知県病院協会	会 長	いとう しんいち 伊藤 伸一
名古屋商工会議所	専務理事	うちだ よしひこ 内田 吉彦 (代理出席:常務理事・事務局長 たなか ゆたか 田中 豊)
一般社団法人 中部経済連合会	専務理事	おがわ まさき 小川 正樹
愛知県経営者協会	専務理事	いわはら あきひこ 岩原 明彦
日本労働組合総連合会 愛知県連合会	会 長	かち ようじ 可知 洋二
愛知県市長会	事務局長	あいづ はるひろ 相津 晴洋
愛知県町村会	事務局長	うさみ ひろし 宇佐見 比呂志
名古屋市保健所	医 監 (保健所長)	あさい きよふみ 浅井 清文
豊橋市保健所	所 長	むい かよ 撫井 賀代 (代理出席:主幹 新井 哲也)
岡崎市保健所	所 長	はっとり さとる 服部 悟
一宮市保健所	所 長	こやす はるき 子安 春樹
豊田市保健所	所 長	たけうち きよみ 竹内 清美 (代理出席:専門監 柴川 ゆかり)

第34回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図

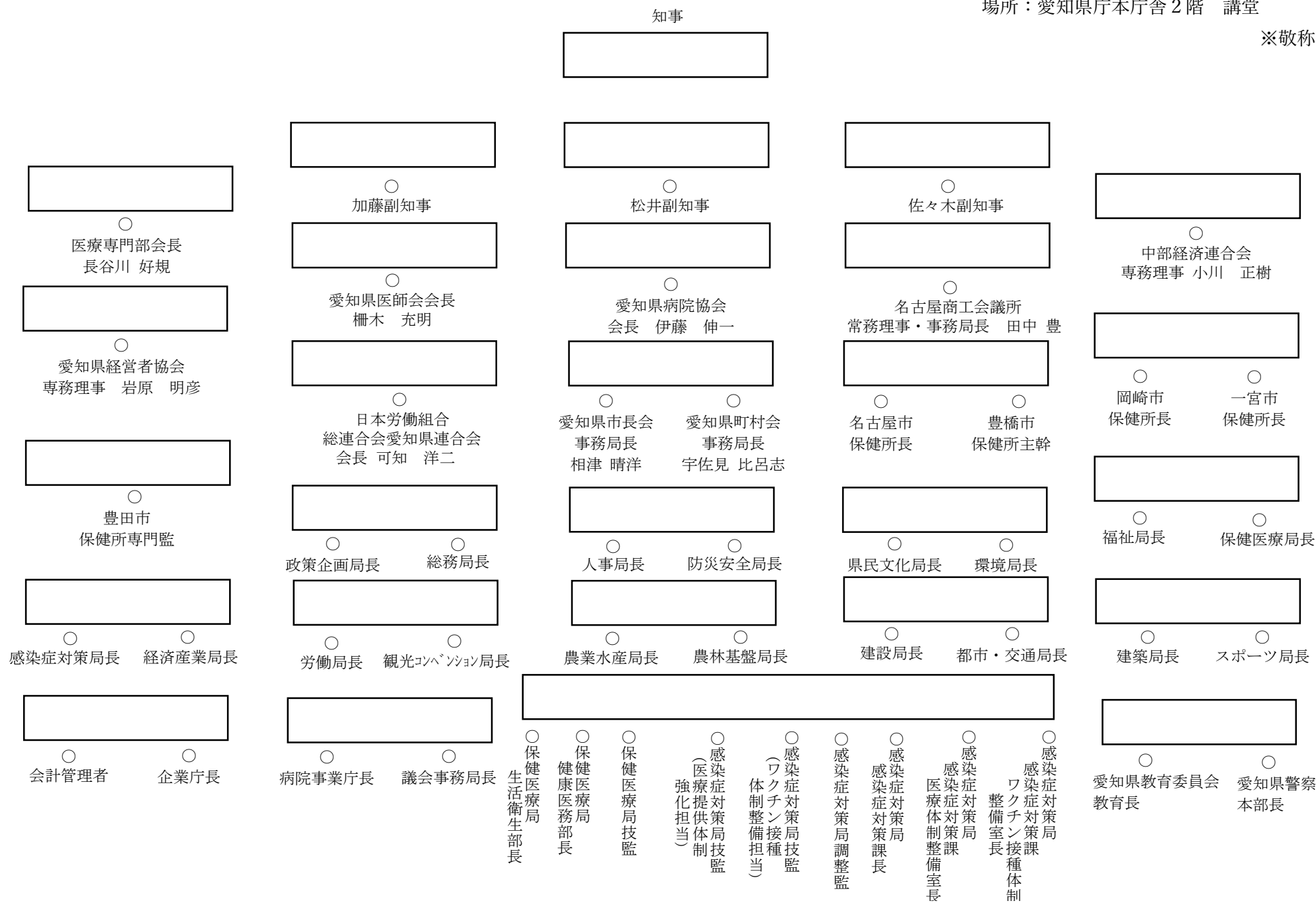
日時：2022年1月20日（木）

午前9時から午前10時まで

場所：愛知県庁本庁舎2階 講堂

※敬称略

出入口



出入口

愛知県まん延防止等重点措置の対象区域について

資料 1

1 対象区域の考え方

- 直近1週間1月12日(水)から1月18日(火)までの人口10万人・1週間当たりの新規陽性者数がレベル2(15人)以上の52市町村を指定

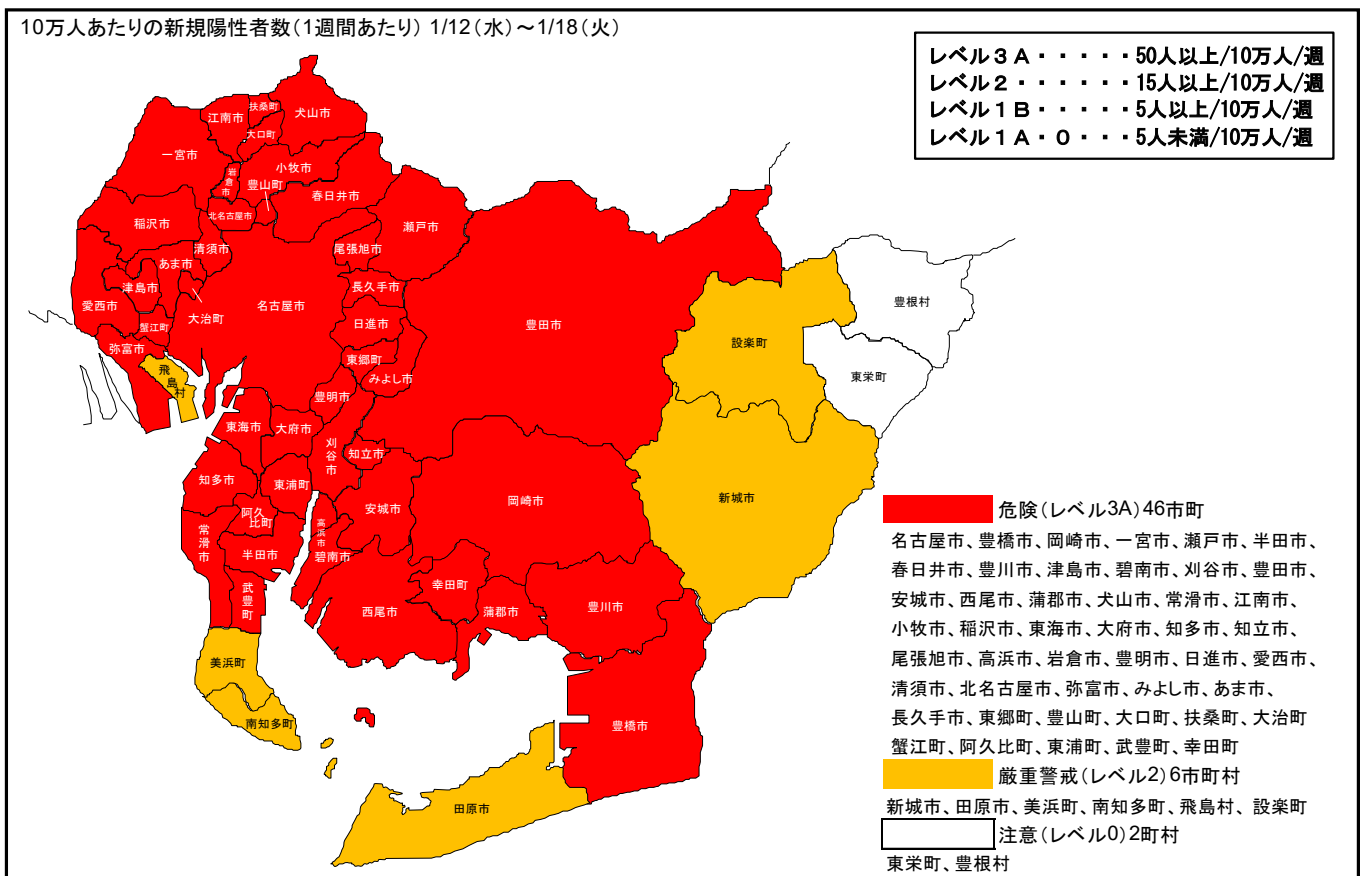
2 県内54市町村の状況

名古屋市	143.4人	小牧市	133.1人	あま市	90.1人
豊橋市	118.9人	稲沢市	83.0人	長久手市	105.6人
岡崎市	106.1人	新城市	32.1人	東郷町	84.0人
一宮市	71.0人	東海市	84.8人	豊山町	152.6人
瀬戸市	122.5人	大府市	81.1人	大口町	61.8人
半田市	170.9人	知多市	102.4人	扶桑町	67.1人
春日井市	119.5人	知立市	174.0人	大治町	119.8人
豊川市	82.6人	尾張旭市	132.4人	蟹江町	146.8人
津島市	98.4人	高浜市	158.1人	飛島村	43.5人
碧南市	176.6人	岩倉市	154.3人	阿久比町	81.6人
刈谷市	145.6人	豊明市	72.1人	東浦町	95.4人
豊田市	103.1人	日進市	86.3人	南知多町	17.9人
安城市	113.9人	田原市	37.2人	美浜町	49.0人
西尾市	117.7人	愛西市	65.6人	武豊町	69.6人
蒲郡市	118.5人	清須市	97.4人	幸田町	65.9人
犬山市	100.1人	北名古屋市	88.3人	設楽町	22.8人
常滑市	90.3人	弥富市	99.9人	東栄町	0.0人
江南市	68.7人	みよし市	101.7人	豊根村	0.0人

3 区域

実施区域: 愛知県全域

措置区域: 52市町村(東栄町、豊根村以外)



愛知県まん延防止等重点措置

まん延防止・第6波の感染拡大の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県では、1月15日以降、県独自の「嚴重警戒」により、県民・事業者の皆様に必要な感染防止対策の徹底をお願いし、感染拡大の防止に努めてまいりました。

しかし、オミクロン株の感染力の強さから、全国的に新規陽性者数の急激な増加が続いており、本県におきましても、1月19日には、2,881人と過去最多を更新し、脅威的な感染急拡大となり、大変厳しい状況であります。今後、さらに感染拡大が進めば、医療提供体制がひっ迫し、社会・経済活動の維持が困難になることが懸念されます。

このような状況の中、本県を始めとする東海3県が足並みを揃え、国に対し、「まん延防止等重点措置」の適用について要請を行い、本日決定されました。

このため、県民・事業者の皆様には、県をまたぐ不要不急の移動自粛、また、名古屋市を始め52市町村の措置区域につきましては、飲食店等に対する営業時間の短縮など、更なる感染防止対策の徹底をお願いします。

本県におきましても、ワクチンの3回目接種については、独自の取組により、対象者全ての接種間隔を6か月に前倒すなど、接種の加速化を図ってまいりますので、皆様には積極的な接種の検討をお願いします。

この第6波の感染拡大の抑制に向け、今後も感染状況に応じ、必要な対策を速やかに講じてまいりますので、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、皆様一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

- 1 **実施区域** 愛知県全域
- 2 **実施期間** 1月21日（金）から2月13日（日）までの24日間
- 3 **要請事項** 別紙『愛知県まん延防止等重点措置』にご協力をお願いします。

2022年1月19日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県まん延防止等重点措置の概要

資料 3

実施区域	愛知県全域	
実施期間	2022年1月21日(金)から2月13日(日) (24日間)	
対象区域	措置区域	措置区域以外
	名古屋市始め52市町村	東栄町・豊根村
外出・移動	<ul style="list-style-type: none"> ・混雑した場所や感染リスクの高い場所への移動は自粛 ・県をまたぐ不要不急の移動の自粛 	
飲食店	【認証店】 各店が期間を通して、以下のどちらかを選択 <ul style="list-style-type: none"> ・時短要請:20時まで、酒類提供禁止(3~10万円) ・時短要請:21時まで、酒類提供は20時まで(2.5~7.5万円) 	—
	【非認証店】 <ul style="list-style-type: none"> ・時短要請:20時まで、酒類提供禁止(3~10万円) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人まで(介助や介護を要する場合は除く) [ワクチン・検査パッケージ制度等:適用なし]	
飲食店以外	<ul style="list-style-type: none"> ・入場者の感染防止のための整理・誘導 ・入場者に対するマスクの着用の周知 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 など 	
イベント	【大声なし】 人数上限5,000人と収容率100%のいずれか少ない方を上限 ※「感染防止安全計画」の策定により人数上限は20,000人 【大声あり】 人数上限5,000人と収容率50%のいずれか少ない方を上限 [ワクチン・検査パッケージ制度等:適用なし]	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続 ・出勤者数の削減の推進、事業者による削減状況の積極的な公表、21時以降の勤務を抑制 ・事業継続計画(BCP)の点検・策定 ・時差登校、分散登校の検討、対外的な練習試合等の自粛 ・ワクチン3回目接種の接種間隔を6か月に前倒すとともに、医療従事者や高齢者施設等の入所者、看護学生や医学部生、警察・消防職員、自衛隊員等に対する接種券なしの接種を積極的に進め、3回目接種を加速 	

※ワクチン・検査パッケージ制度等:ワクチン・検査パッケージ制度の適用又は対象者全員検査の実施

愛知県まん延防止等重点措置

まん延防止・第6波の感染拡大の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域 : 愛知県全域

実施期間 : 2022年1月21日(金)～2月13日(日)

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、飲食店等に対する営業時間短縮要請、県をまたぐ不要不急の移動自粛、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。
- 特に、別に定める区域を重点措置を講じるべき区域(以下「措置区域」という。)とし、措置区域については、飲食店等に対する営業時間短縮要請などの対策を集中的に実施します(「別図1」の市町村)。

I. 県民の皆様へのお願い

① 不要不急の行動の自粛

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用の自粛をお願いします。
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないでください。

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- オミクロン株による感染が増加していることを踏まえ、県をまたぐ不要不急の移動、特に、まん延防止等重点措置区域が適用されている都県への移動は、極力控えてください。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けてください。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。

- 特に、若い世代の方々は、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人まで(介助や介護を要する場合は除く)、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。また、「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 「ニューあいちスタンダード認証店(以下「あいスタ認証店」という。)や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、大人数や長時間におよぶ飲食など別図2「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行ってください。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。
- 無症状でも感染の不安がある場合は、PCR等検査を受けてください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。

II. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

- 措置区域内の食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店(「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」という。)に対し、次のとおり要請します。なお、デリバリー、テイクアウトによる営業は要請の対象外とします。

< 措置区域(法第31条の6第1項に基づく要請) >

- ・ 要請期間 1月21日(金)から2月13日(日)までの24日間
- ・ 対象店舗 飲食店等
- ・ 営業時間 あいスタ認証店は、期間を通して、以下の①、②のどちらかを選択(当初の選択は変更できません)

①5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと)

②5時から21時まで(酒類の提供は11時から20時まで)

その他の店は、5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと)

・感染防止対策

- (1) 従業員への検査勧奨
- (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
- (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- (4) 手指の消毒設備の設置
- (5) 事業を行う場所の消毒
- (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 (すでに入場している者の退場を含む)
- (8) 施設の換気
- (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- (10) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人まで(介助や介護を要する場合は除く)

※「あいスタ認証店」において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は行わない。

<措置区域以外(法第24条第9項に基づく協力要請)>

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。

・感染防止対策 措置区域と同じ

⑥ 飲食店等以外に対する感染防止対策の要請

- 「別表2」の施設欄に定める施設に対し、「別表2」の内容欄のとおり要請を行います。

⑦ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の大きくなりすぎないようにBGMの音量を最小限にするなど、別表3の対策をお願いします。

○全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインや県の感染防止対策リストの遵守の徹底を強くお願いします。

○高齢者の方が多く利用する施設等では、「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。

○事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示

し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

⑧ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

○「別添」の事業継続が求められる事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

⑨ テレワークの推進等

○事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いいたします。

○事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務を抑制するようお願いいたします。

○時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑩ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

○職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。

○特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。

○従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いいたします。

⑪ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

○感染爆発に起因する従業員の療養等により、事業活動の低下が懸念されます。あらゆる事業所において、事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定をお願いします。

Ⅲ. その他のお願い

⑫ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

○事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、別表4の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

○あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策

の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

○イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や過度な飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。

※特に、大規模なイベントを開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

⑬ 行事等での対策

○多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など、「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

⑭ 学校等での対応

○感染の急拡大を抑制するため、学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手洗い・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事中の会話禁止（会話は食事後にマスクを着けてから）等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。

○特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。

○地域の感染状況や学校の実情に応じて、時差登校、分散登校の検討をお願いします。

○寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。

○部活動については、対外的な練習試合、合同練習及び部合宿は自粛してください。

○家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）をお願いします。

○修学旅行等の校外行事の実施については、旅行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で慎重に判断するようお願いします。

IV. 県の取組

○災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。

- 体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。
- 健康上の理由等によるワクチン未接種の方や感染不安を感じる無症状の方が無料でPCR等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。
- 新型コロナワクチンの3回目接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に接種を進めます。実施にあたっては、本県独自の取組により、3回目接種の対象者全ての接種間隔を6か月に前倒すとともに、医療従事者や高齢者施設等の入所者、看護学生や医学部生、警察・消防職員、自衛隊員等に対する接種券なしの接種を積極的に進め、3回目接種を加速します。
- また、6か所の大規模集団接種会場を開設し、3回目接種の加速化を図ります。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表5」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- ⑤の営業時間の短縮要請に応じた事業者等に対し、別途定める基準に基づき、感染防止対策協力金を支給するとともに、市町村や関係団体と連携し、チラシ、ポスター、Web ページ等の媒体を活用し周知に努めます。
- 愛知県全域で飲食店等の営業時間短縮要請の協力状況及び飲食店等の感染防止対策の確認を実施し、対策を徹底します。また、措置区域内で営業時間短縮要請等に応じない飲食店等に対しては、法第31条の6第3項に基づく命令等、必要な措置を行います。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組めます。
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

別図1

重点措置を講じるべき区域(措置区域)



別図2

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(出典)新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

別表1 営業時間短縮等を要請する施設

<措置区域(法第31条の6第1項に基づく要請)>

施設の種類	施設	要請内容
飲食店	飲食店(居酒屋、バー(接待や遊興を伴わないものを含む。)、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。))	<p>【あいスタ認証店】</p> <p>期間を通して、以下の①、②のどちらかを選択</p> <p>① 5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと)</p> <p>② 5時から21時まで(酒類の提供は11時から20時まで)</p>
遊興施設等 (※)	バー(接待や遊興を伴うもの)、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	<p>【その他の店】</p> <p>5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと)</p>

(※) 遊興施設のうち、ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、業種別ガイドラインに基づく感染予防対策が徹底されていることを前提に、要請の対象外

別表2 飲食店等以外に対する感染防止対策の要請

	施設	内容
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	<p>建築物の床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る</p> <p><措置区域> (法第31条の6第1項に基づく要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査勧奨 ・入場者の感染防止のための整理・誘導(※) ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 <p>※入場整理等の実施状況については、ホームページ等を通じて広く周知するようお願いいたします。</p> <p><措置区域以外> (法第24条第9項に基づく協力要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力要請内容は措置区域と同じ
第5号	集会場、公会堂、葬祭場 など	
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店、スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	
第8号	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	
第10号	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など	
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 など	
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	
第13号	自動車教習所、学習塾 など	

※ 左欄の各号は、施行令第11条第1項各号を示す。

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

III. 【大声】店内で会話の声が大きくなりすぎないようにBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

IV. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

2021年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料から抜粋

別表4 イベントの開催制限

	収容率	人数上限	営業時間短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント(注1)	100%(注2)	20,000人(注3)	なし
その他のイベント(注4)	大声なし:100% 大声あり:50%	5,000人	

(注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は、国からの通知に基づき運用。

(注2)感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが必須。

(注3)ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数上限の緩和は行わない。

(注4)収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

また、別に示すチェックリストにより、感染防止策への対応状況を確認し、そのチェックリストをイベント主催者等がWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

イベント開催等における必要な感染防止策

項目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<input type="checkbox"/> 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる * 大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、④反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 * 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 * 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 * 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<input type="checkbox"/> こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施） <input type="checkbox"/> 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	<input type="checkbox"/> 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分以上）の徹底 * 室温が下らない範囲での常時窓開けも可。 * 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 * 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。
④来場者間の密集回避	<input type="checkbox"/> 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 <input type="checkbox"/> 休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 * 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。 <input type="checkbox"/> 大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 * 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。
⑤飲食の制限	<input type="checkbox"/> 飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 <input type="checkbox"/> 食事中以外のマスク着用の推奨 <input type="checkbox"/> 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 * 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）
⑥出演者等の感染対策	<input type="checkbox"/> 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する * 体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 <input type="checkbox"/> 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する * 練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 <input type="checkbox"/> 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等、必要な場合を除く）
⑦参加者の把握・管理等	<input type="checkbox"/> チケット購入時又は接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 * 原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 <input type="checkbox"/> 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 * チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 <input type="checkbox"/> 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

2021年11月19日 国・事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」から抜粋

別表5 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口(コールセンター)」	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用(飲食店営業時間短縮要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(飲食店営業時間短縮要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)に関する事
愛知県感染防止対策協力金専用(大規模施設等営業時間短縮要請枠)コールセンター	0120-263-225 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(大規模施設等営業時間短縮要請枠)に関する事
愛知県中小企業者等応援金専用コールセンター	0120-100-476 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県中小企業者等応援金に関する事
あいスタ認証コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	あいスタ認証の申請手続き、審査基準、ワクチン・検査パッケージ制度適用登録に関する事

② 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土・祝日も実施)	

③ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関する事
常滑窯業試験場	0569-35-5151		
三河窯業試験場	0566-41-0410		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関する事
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関する事
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関する事
三河繊維技術センター	0533-59-7333		
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		中小・小規模企業対策全体
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

④ 児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事業所等に対する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
(公社)愛知県看護協会	090-1563-6688	平日 午前9時～午後5時	来所相談は要予約

⑤ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑥ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関(公表の了承の得られた医療機関)	https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#1		

受診・相談センター

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-21-1699	平日 午前9時～午後5時30分	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2189		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177	豊川市、蒲郡市、田原市	

夜間・休日の受診相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
名古屋市保健所	050-3614-0741	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間(午前8時45分～午後5時)	一宮市
	052-856-0315	夜間(午後5時～翌午前8時45分)	
豊田市保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3615-6946	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城市地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

一般相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188	豊川市、蒲郡市、田原市	

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護所による一般相談窓口(健康相談)

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を含む毎日)	
--------------	--------------	-------------------------------	--

⑦ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	

別 添

事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等)
- ② 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)
- ⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)
- ⑦ ごみ処理関係(廃棄物収集・運搬、処分等)
- ⑧ 冠婚葬祭業関係(火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等)
- ⑨ メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)
- ⑩ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等)
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤(河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)
- ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)
- ⑦ 育児サービス(託児所等)

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和3年11月19日(令和4年1月19日変更)」から抜粋

愛知県新型コロナウイルス感染症

まん延防止・第6波の感染拡大の抑制に向け

まん延防止等 重点措置

愛知県全域 1月21日～2月13日

重点措置を講じるべき区域(措置区域)



「愛知県まん延防止等重点措置」の対策

県民	① 不要不急の行動の自粛	混雑した場所や感染リスクが高い場所を避けて	
	② 県をまたぐ不要不急の移動自粛	まん延防止等重点措置区域の適用都県への移動を控えて	
	③ 高齢者等への感染拡大の防止	高齢者・基礎疾患のある方に配慮	
	④ 基本的な感染防止対策の徹底	感染しない、感染させない	
事業者	⑤ 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請	措置区域	[認証店] 期間を通して①又は②を選択 ① 5時～20時(酒類提供禁止) ② 5時～21時(酒類11時～20時) [その他の店] 5時～20時(酒類提供禁止)
	⑥ 飲食店等以外に対する感染防止対策の要請	入場者の整理誘導、マスク着用の周知等	
	⑦ 業種別ガイドラインの遵守等	全ての施設で感染防止対策を自己点検	
	⑧ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続	十分な感染防止対策を講じつつ、業務を継続	
	⑨ テレワークの推進等	テレワークやローテーション勤務の推進	
	⑩ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策	休憩室等での注意周知	
	⑪ 事業継続計画(BCP)の点検・策定	事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定	
その他	⑫ イベントの開催制限等	感染防止安全計画策定イベント	収容率100%かつ人数上限20,000人
	⑬ 行事等での対策	人と人の距離の確保、大声での会話自粛	
	⑭ 学校等での対応	時差登校、分散登校の検討、対外的な練習試合等の自粛	
県	○ ワクチンの3回目接種の加速化	○ あいスタ認証店の普及	

I. 県民の皆様へのごお願い

① 不要不急の行動の自粛

○ 外出する場合は、**混雑した場所**や**感染リスクが高い場所**を避けて

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

○ 不要不急の**移動自粛**

○ 特に**まん延防止等重点措置の区域**

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- **高齢者・基礎疾患**のある方に配慮
- **感染リスクの高い施設**を利用しない

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- **感染しない・させない**
- **4人まででマスク会食**
- **あいスタ認証店**や**安全・安心宣言施設**を利用
- 「**三つの密**」は**避けて**



内閣官庁IP掲載イラストを加工

Ⅱ. 事業者の皆様へのお願い

⑤-1 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

地	域	措置区域	
期	間	1月21日（金）～2月13日（日）	
対	象	全ての飲食店等	
区	分	あいスタ認証店	その他の店
内	容	期間を通して、 以下の①又は②を選択 （当初の選択は変更できません） ① 5時～20時 （酒類提供禁止） ② 5時～21時 （酒類提供：11時～20時）	5時～20時 （酒類提供禁止）

⑤-2 時短要請に係る協力金

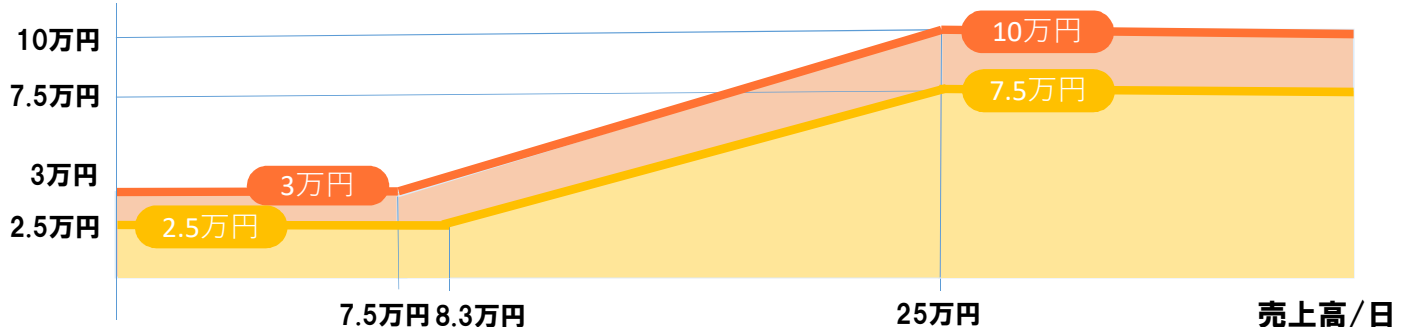
区分	あいスタ認証店 (以下の①又は②を選択)		その他の店
営業時間の短縮	① 5時～20時 (酒類提供禁止)	② 5時～21時 (酒類提供:11時～20時)	5時～20時 (酒類提供禁止)
協力金 (1店舗1日あたり)	【中小企業】 売上高に応じて 3～10万円	【中小企業】 売上高に応じて 2.5～7.5万円	【中小企業】 売上高に応じて 3～10万円
	【大企業】 売上高減少額の4割 (最大20万円)		
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> あいスタ認証店の認証ステッカーを掲示 		<ul style="list-style-type: none"> 「安全・安心宣言施設」のPRステッカーとポスターを掲示 業種別ガイドラインを遵守

⑤-3 時短要請に係る協力金

【中小企業】 1店舗・1日あたり (売上高は、前年度または前々年度の売上高を用いる)

・あいスタ認証店 (5時～20時・酒類提供禁止) ・その他の店				・あいスタ認証店 (5時～21時・酒類提供11時～20時)			
売上高/日 およその年売上高	～7.5万円 ～3,000万円	7.5万円～25万円 3,000万円～1億円	25万円～ 1億円～	売上高/日 およその年売上高	～約8.3万円 ～3,000万円	約8.3万円～25万円 3,000万円～1億円	25万円～ 1億円～
協力金の額 (店舗・日)	3 万円	3 万円～ 10 万円 (1日あたり売上高の40%)	10 万円	協力金の額 (店舗・日)	2.5 万円	2.5 万円～ 7.5 万円 (1日あたり売上高の30%)	7.5 万円

協力金/店舗・日



【大企業】 1店舗・1日あたり (売上高減少額は、今年度と前年度または前々年度の売上高と比較)

売上高減少額の4割 (最大20万円)

※中小企業においてもこの方式を選択可

午後9時まで営業する店舗は、前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高の30%の額を超えることはできません。

⑥ 飲食店等以外に対する感染防止対策の要請

期間

1月21日(金)～2月13日(日)・24日間

主な対象施設 (1,000㎡超)	主な要請内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none">・ 入場をする者の整理等・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置・ 入場整理等の実施状況をHP等を通じて周知
集会場、公会堂 等	
展示場、貸会議室、文化会館 等	
ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分)	
体育館、スケート場、水泳場、 スポーツクラブ、ヨガスタジオ 等	
博物館、美術館、科学館 等	
マージャン店、パチンコ屋 等	
個室ビデオ店、射的場 等	
スーパー銭湯、ネイルサロン等	
大規模小売店、ショッピングセンター等	
スーパー、コンビニ 等	

⑦ 業種別ガイドラインの遵守等

- **業種別ガイドラインの遵守、徹底**
- **高齢者を守る8つのポイントを徹底**

⑧ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

○ 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者

- ① **医療体制の維持** (病院・薬局等)
 - ② **支援が必要な方々の保護の継続** (介護老人福祉施設等)
 - ③ **国民の安定的な生活の確保** (インフラ・食料品供給関係等)
 - ④ **社会の安定の維持** (金融・物流・警察・消防・託児所等)
 - ⑤ **その他** (学校等)
- **欠勤者が多く発生する場合でも事業を継続**

⑨ テレワークの推進等

- 接触機会の低減に向け、**休暇取得の促進、テレワークの推進等**
- **勤務抑制 21時以降**

⑩ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- **休憩室等の居場所の切替わりに注意**

Ⅲ. その他のお願い

⑪ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

- 事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定

⑫ イベントの開催制限等

内容	感染防止安全計画 策定イベント	収容率100%かつ人数上限20,000人
	その他のイベント	収容率50%(大声あり)・100%(大声なし) かつ人数上限5,000人
その他	○ 事業者は 適切な 感染防止対策、 イベント前後の「 三つの密 」 回避 の方策を 徹底 ○ 参加者は 人との距離確保等 自覚を持って 感染防止対策を徹底	

⑬ 行事等での対策

- 多人数が集まる行事は感染防止対策を徹底

⑭ 学校等での対応

- 健康観察・感染防止を徹底し教育活動継続
- 時差登校、分散登校の検討
- 対外的な練習試合等は自粛
- 家庭でも規則正しい生活習慣の徹底
- 修学旅行等の校外行事は、感染防止を徹底した上で慎重に判断

IV. 県の取組

- 感染不安を感じる無症状者等を対象に無料でPCR等検査を実施
- ワクチンの3回目接種を国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望者全てに円滑に推進
- 3回目接種の接種間隔を6か月に前倒すとともに、医療従事者等に対する接種券なしの接種を積極的に推進
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及



指標の推移

参考資料 1

→警戒領域（イエロー）（10月18日～）

日付	11/8	11/9	11/10	11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17	11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23	11/24	11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
新規陽性者数	4	5	8	8	17	8	11	2	7	13	6	6	5	2	5	10	6	5	4	6	3	6	10
(1) 新規陽性者数 ^{※1}	10.9	10.1	8.3	9.3	9.6	9.4	8.7	8.4	8.7	9.4	9.1	7.6	7.1	5.9	6.3	6.7	5.7	5.6	5.3	5.4	5.6	5.7	5.7
(2) 陽性率 ^{※2}	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
(3) 入院患者数 ^{※1}	34.0	34.4	33.6	33.0	32.9	32.6	31.4	29.0	26.3	24.1	22.0	20.1	17.7	15.7	14.4	13.7	13.0	12.0	10.9	10.0	9.7	9.4	8.9
(参考1) 重症者数 ^{※1}	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9	3.7	3.4	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	1.6	1.3	1.0	0.7	0.4	0.1
(参考2) 新規高齢者数 ^{※1, ※3}	0.6	0.6	0.6	0.6	0.3	0.3	0.1	0.1	0.6	0.9	0.9	0.9	0.9	0.7	0.7	0.4	0.1	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3

→指標の変更

日付	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15	12/16	12/17	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22	12/23	12/24	12/25	12/26	
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
(1) 入院患者数	単日	6	6	7	8	9	9	8	9	7	7	10	9	9	10	10	12	11	10	11	11	9	9	6	4	5	10
	過去7日間平均	8.4	8.3	8.1	8.0	7.6	7.4	7.6	8.0	8.1	8.1	8.4	8.4	8.4	8.7	8.9	9.6	10.1	10.1	10.4	10.7	10.6	10.4	9.6	8.6	7.9	7.7
新規陽性者数	7	5	5	5	3	1	10	7	9	11	5	7	2	10	4	3	4	7	1	3	8	2	4	6	4	5	
(2) 新規陽性者数 ^{※1}	5.9	5.9	6.0	5.9	5.9	5.1	5.1	5.1	5.7	6.6	6.6	7.1	7.3	7.3	6.9	6.0	5.0	5.3	4.4	4.6	4.3	4.0	4.1	4.4	4.0	4.6	
(参考項目)																											
入院患者のうち重症者数 ^{※1}	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新規高齢者数 ^{※1, ※3}	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.6	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	0.9	1.1	0.9	0.7	0.6	0.6	0.6	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
陽性率 ^{※2}	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%

→第6波

日付	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
(1) 入院患者数	単日	9	11	15	22	32	42	53	71	76	94	106	116	115	124
	過去7日間平均	7.4	7.7	8.6	10.9	14.9	20.1	26.3	35.1	44.4	55.7	67.7	79.7	90.1	100.3
新規陽性者数	2	10	16	17	18	13	21	14	32	71	151	191	392	355	
(2) 新規陽性者数 ^{※1}	4.4	4.7	6.7	8.6	10.3	11.6	13.9	15.6	18.7	26.6	45.7	70.4	124.6	172.3	
(参考項目)															
入院患者のうち重症者数 ^{※1}	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.4	0.6	0.7	0.7	
新規高齢者数 ^{※1, ※3}	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.4	0.4	0.4	0.9	0.9	1.6	2.0	7.1	8.9	
陽性率 ^{※2}	0.1%	0.1%	0.3%	0.4%	0.5%	0.6%	0.8%	0.9%	1.0%	1.2%	1.7%	2.2%	3.5%	4.7%	

→嚴重警戒

日付	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
(1) 入院患者数	単日	131	127	132	149	167	185	208	190	205	222
	過去7日間平均	108.9	116.1	121.6	127.7	135.0	145.0	157.0	165.4	176.6	189.4
新規陽性者数	238	232	706	1011	1288	1449	1123	1127	2104	2831	
(2) 新規陽性者数 ^{※1}	204.3	232.9	323.6	446.4	603.1	754.1	863.9	990.9	1258.3	1561.9	
(参考項目)											
入院患者のうち重症者数 ^{※1}	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.3	
新規高齢者数 ^{※1, ※3}	10.7	13.7	17.0	21.4	26.4	30.7	36.3	40.1	49.9	64.4	
陽性率 ^{※2}	5.6%	5.8%	7.5%								

※1 直近過去7日間の平均 ※2 直近過去7日間 ※3 新規陽性者数のうちの高齢者数(70歳以上)

指標（2021年12月1日時点から適用）

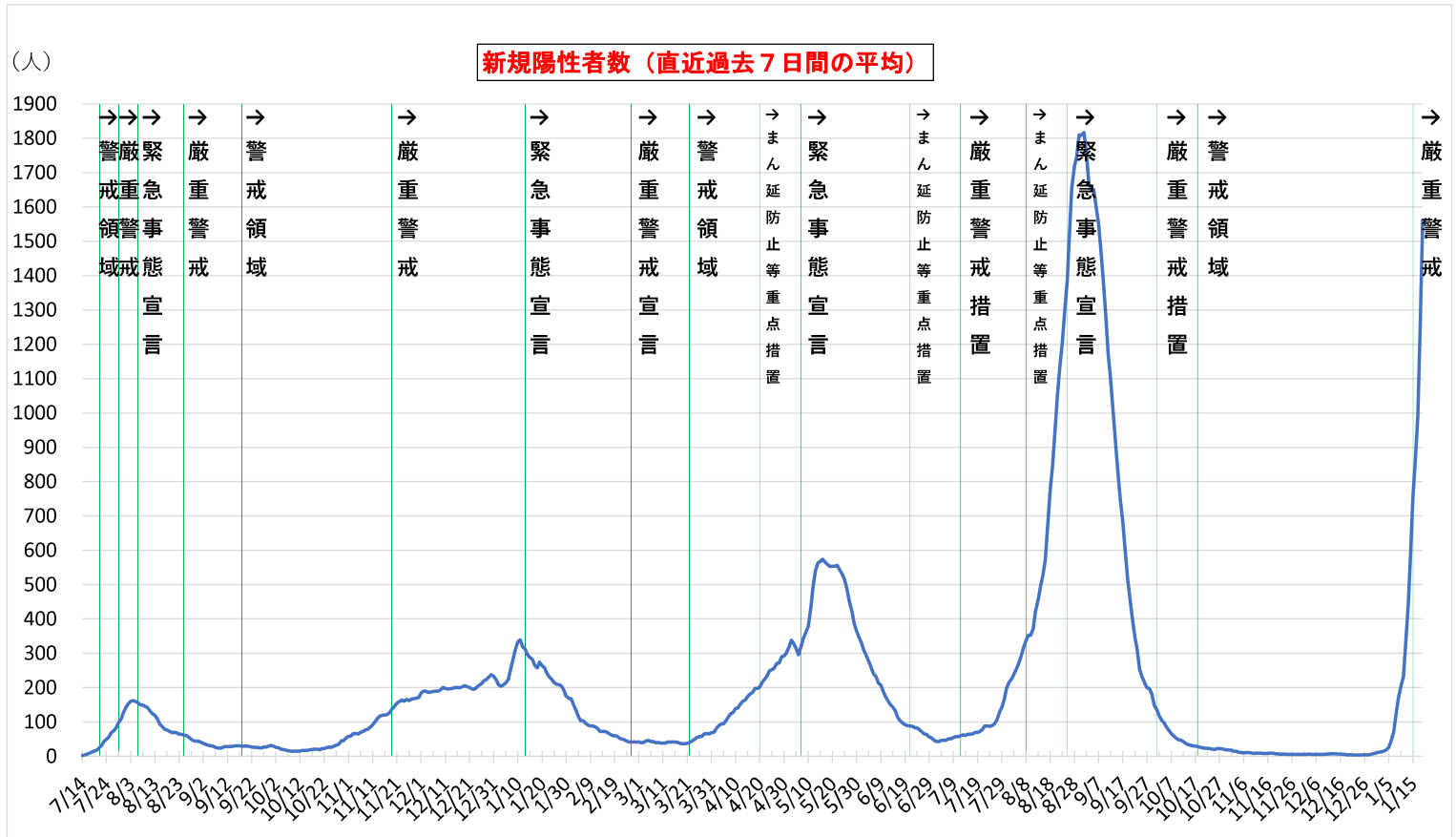
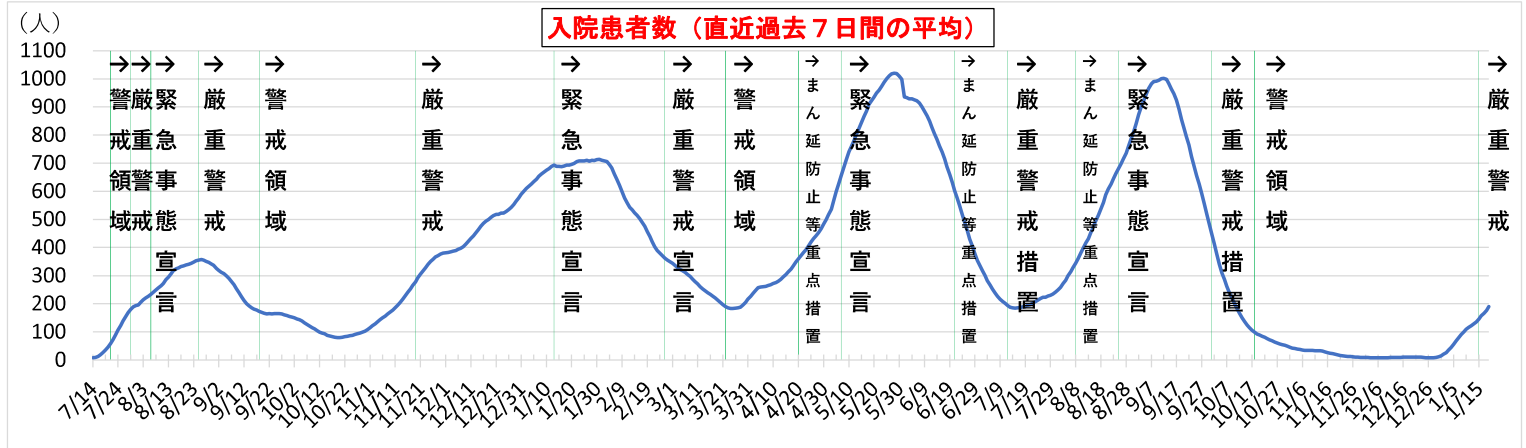
最大確保病床 : 2,534床
最大確保重症者用病床 : 230床

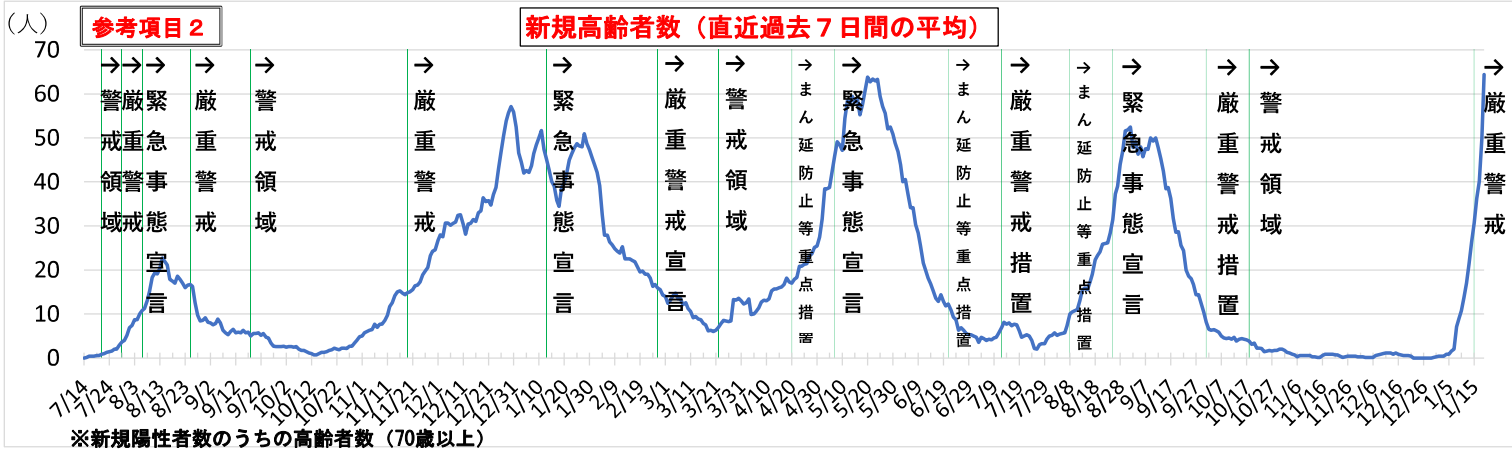
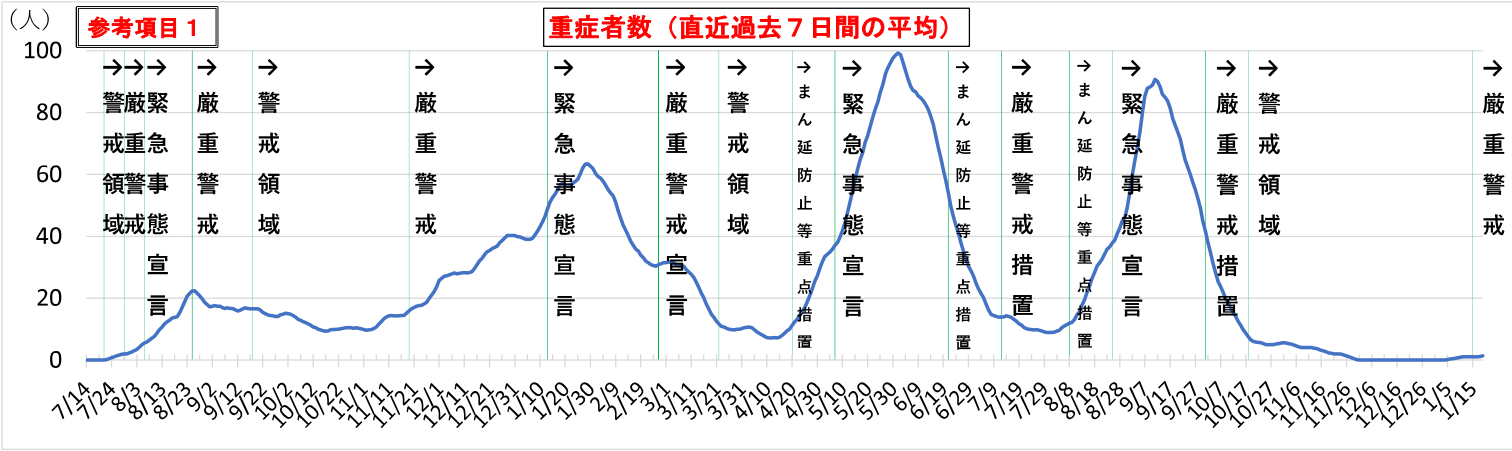
基準項目	注意(警戒)領域		嚴重警戒 (オレンジ)	危険領域		
	注意 (グリーン)	警戒 (イエロー)		危険 (レッド)		危険 (レッド)
県のレベル分類	レベル0・1A	レベル1B	レベル2	レベル3A	レベル3B	レベル4
(1) 入院患者数 (感染拡大時: 単日) (感染縮小時: 過去7日間平均)	228人未満	228人 ^{※3}	456人 ^{※4}	833人 ^{※5}	1,132人 ^{※6}	2,027人 ^{※7}
(2) 新規陽性者数 (過去7日間平均)	50人未満	50人	160人	530人	—	—
(参考項目)						
入院患者のうち重症者数 ^{※1} (過去7日間平均)	26人未満	26人 ^{※3}	53人 ^{※4}	86人 ^{※5}	109人 ^{※6}	184人 ^{※7}
新規陽性者数のうちの高齢者数 (70歳以上) (過去7日間平均)	7人未満	7人	22人	75人	—	—
陽性率(過去7日間) (陽性者数/検査者数 ^{※3})	2.5%未満	2.5%	5.0%	10.0%	—	—

※1 人工呼吸器、ECMO装着者又はICU入室者 ※2 陰性確認の検査を避けた人数 ※3 稼働確保病床の20%
※4 稼働確保病床の40% ※5 稼働確保病床の50% ※6 稼働確保病床の60% ※7 稼働確保病床の80%

指標の推移

- | | |
|---------------|-----------|
| 2020年 | 2022年 |
| (7月14日～1月19日) | |
| 警戒領域 | : 7月21日～ |
| 警戒領域 | : 7月29日～ |
| 緊急事態宣言 | : 8月6日～ |
| 警戒領域 | : 8月25日～ |
| 警戒領域 | : 9月18日～ |
| 警戒領域 | : 11月19日～ |
| 緊急事態宣言 | : 1月13日～ |
| (緊急事態措置 | : 1月14日～) |
| 警戒領域 | : 2月26日～ |
| (警戒領域 | : 3月1日～) |
| 警戒領域 | : 3月22日～ |
| まん延防止等重点措置 | : 4月20日～ |
| 緊急事態宣言 | : 5月7日～ |
| (緊急事態措置 | : 5月12日～) |
| まん延防止等重点措置 | : 6月21日～ |
| 警戒領域 | : 7月8日～ |
| (警戒領域 | : 7月12日～) |
| まん延防止等重点措置 | : 8月8日～ |
| 緊急事態宣言 | : 8月25日～ |
| (緊急事態措置 | : 8月27日～) |
| 警戒領域 | : 9月28日～ |
| (警戒領域 | : 10月1日～) |
| 警戒領域 | : 10月18日～ |
| 警戒領域 | : 1月15日～ |





国の新たなレベル分類と県の指標について

国の新たなレベル分類	レベル0 (感染者ゼロ)	レベル1 (維持すべき)	レベル2 (警戒を強化)	レベル3 (対策を強化)	レベル4 (避けたい)
状況	新規陽性者ゼロが維持されている	安定的に一般医療が確保され、コロナ患者にも対応できている	新規陽性者が増加傾向で、医療に負荷が生じはじめているが、コロナ病床を増やすことで対応できている	一般医療を相当程度制限しなければ、コロナ患者に対応できない	一般医療を大きく制限しても、コロナ患者に対応できない
求められる対策	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種率の更なる向上及び追加接種の実施 医療提供体制の強化（治療薬のアクセス向上を含む） 基本的感染防止対策をはじめ、総合的な感染対策の継続 		<ul style="list-style-type: none"> 感染リスクの高い行動自粛 保健所の体制強化 	<ul style="list-style-type: none"> 強い感染拡大防止策の実施（非常事態措置等） ワクチン検査パッケージの停止を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 更なる一般医療の制限 積極的疫学調査の重点化 災害医療的な対応
国が示すレベル移行の考え方		<p>保健所のひっ迫を考慮し、病床使用率、新規陽性者数も含め各都道府県が設定</p>		<p>病床使用率 50%以上 3週間後に病床が不足</p>	
				<p>病床使用率 50%未満 重症・中等症患者が減少傾向 新規陽性者数が2週間減少し、50人/10万人/週程度になる</p>	

県の領域	注意(グリーン)		警戒(イエロー)	嚴重警戒(オレンジ)	危険(レッド)		
県のレベル分類	レベル0	レベル1A	レベル1B	レベル2	レベル3A	レベル3B	レベル4
病床フェーズ 稼働病床数	フェーズ0 66床 (感染症指定病床)	フェーズ1 1,141床 (①即応病床)		フェーズ2 1,666床 (①+②準備病床)	緊急フェーズI 1,888床 (①+②+③緊急確保病床)	緊急フェーズII 2,534床(うち臨時医療施設429床) (①+②+③+④病床の更なる緊急確保)	
県の指標 基準項目	入院患者数	<p>単日入院患者 228人以上 (1,141床の20%)</p> <p>7日間平均の入院患者 228人未満</p>	<p>単日入院患者 456人以上 (1,141床の40%)</p> <p>7日間平均の入院患者 456人未満</p>	<p>単日入院患者 833人以上 (1,666床の50%)</p> <p>7日間平均の入院患者 833人未満</p>	<p>単日入院患者 1,132人以上 (1,888床の60%)</p> <p>7日間平均の入院患者 1,132人未満</p>	<p>単日入院患者 2,027人 (2,534床の80%)</p> <p>7日間平均の入院患者 2,027人未満</p>	
	新規陽性者数	<p>7日間平均の 新規陽性者数 50人</p> <p>(5人/10万/週)</p>	<p>7日間平均の 新規陽性者数 160人</p> <p>(15人/10万/週)</p>	<p>7日間平均の 新規陽性者数 530人</p> <p>(50人/10万/週)</p>			

PCR等検査無料化事業に係る登録検査所数（1/16時点）

参考資料 3

2次医療圏	検査所数	市区町村	検査所数	新規
名古屋・尾張中部医療圏	79	名古屋市千種区	3	
		名古屋市東区	5	
		名古屋市北区	4	
		名古屋市西区	4	1
		名古屋市中村区	7	
		名古屋市中区	7	1
		名古屋市昭和区	2	
		名古屋市瑞穂区	1	
		名古屋市熱田区	2	
		名古屋市中川区	9	1
		名古屋市港区	4	1
		名古屋市南区	4	1
		名古屋市守山区	3	
		名古屋市緑区	9	
		名古屋市名東区	5	
		名古屋市天白区	7	1
		清須市	3	
		北名古屋市	0	
		豊山町	0	
海部医療圏	3	津島市	1	
		愛西市	0	
		弥富市	1	
		あま市	0	
		大治町	1	
		蟹江町	0	
		飛島村	0	
尾張東部医療圏	7	瀬戸市	2	
		尾張旭市	0	
		豊明市	2	
		日進市	1	1
		長久手市	1	
		東郷町	1	
尾張西部医療圏	13	一宮市	10	
		稲沢市	3	1

2次医療圏	検査所数	市区町村	検査所数	新規
尾張北部医療圏	21	春日井市	12	1
		犬山市	2	
		江南市	2	1
		小牧市	3	
		岩倉市	2	1
		大口町	0	
		扶桑町	0	
		半田市	4	
知多半島医療圏	20	常滑市	0	
		東海市	2	
		大府市	8	1
		知多市	1	
		阿久比町	0	
		東浦町	1	
		南知多町	1	
		美浜町	1	
		武豊町	2	
		西三河北部医療圏	9	豊田市
みよし市	1			
西三河南部東医療圏	16	岡崎市	15	1
		幸田町	1	
西三河南部西医療圏	22	碧南市	2	
		刈谷市	7	2
		安城市	5	
		西尾市	5	1
		知立市	1	
		高浜市	2	1
東三河北部医療圏	0	新城市	0	
		設楽町	0	
		東栄町	0	
		豊根村	0	
		豊橋市	6	1
東三河南部医療圏	16	豊川市	7	1
		蒲郡市	2	
		田原市	1	
		計		206

※新規は1/12から1/16の増加を表す。

愛知県の新型コロナワクチン3回目接種の前倒し接種実施状況 (2022.1.18 作成)

参考資料 4

医療機関 関係	感染リスクを低減し、感染拡大時でも医療体制を維持・確保する。 県独自に、医療従事者の同居家族に対しても前倒し接種を実施。		
	接種間隔	前倒し開始時期	接種券の要・不要
医療従事者	6か月	2021年12月20日	不要(後日提出)
病院・有床診療所の入院患者	6か月	2021年12月20日	不要(後日提出)
医療機関に勤務する医療従事者の同居家族	6か月	2022年1月11日	不要(後日提出)

【接種券無しの接種について】
勤務先の医療機関や高齢者施設、かかりつけ医療機関等において、名簿等により接種管理を確実にできる場合には、接種券無しのワクチン接種を積極的に実施(後日接種券を回収)

高齢者・障害者 関係	重症化リスクを低減するとともに、クラスター対策を講じる。 一般高齢者についても接種の加速を図るため、開始時期を1月に繰り上げて実施。		
	接種間隔	前倒し開始時期	接種券の要・不要
高齢者・障害者施設(入所・通所)の利用者	6か月	2021年12月20日	不要(後日提出)
高齢者・障害者施設(入所・通所)の従事者	6か月	2021年12月20日	不要(後日提出)
一般高齢者	6か月	2022年1月7日	必要(※1)

※1 一般高齢者については、かかりつけ医で接種を受ける場合は、接種券無しで接種可能

64歳以下の一般接種 関係	感染拡大が進む現役世代・若い世代への接種加速を図る。 基礎疾患を有する者については、重症化リスクの低減を図るため、先行して実施。		
	接種間隔	前倒し開始時期	接種券の要・不要
基礎疾患を有する者	6か月	2022年1月13日	不要(後日提出)(※2)
64歳以下の一般県民	6か月	2022年2月1日	必要
看護学生・医学部生、潜在看護師、警察・消防、自衛隊、保育士・幼稚園教諭等(※3)	6か月	2022年1月24日	不要(後日提出)

※2 基礎疾患を有する者については、かかりつけ医で接種を受ける場合は、接種券無しで接種可能

※3 看護学生・医学部生、潜在看護師、警察・消防、自衛隊、保育士・幼稚園教諭等については、県の大規模集団接種会場で、キャンセル枠を活用した接種券無しの前倒し接種を実施

【2022年4月末までのワクチン供給量】			
使用可能なワクチン		回数	
ファイザー(1・2回目余剰在庫分)		580,000	
ファイザー(第1～5クール)		2,081,430	
	うち新12歳用	87,750	
	うち3回目用	1,993,680	
モデルナ(緊急配送分+第1～6クール)		2,897,070	
3回目接種供給合計		4,978,500	
ファイザー 2,081,430	うち新12歳用	87,750	
モデルナ 2,897,070	うち3回目用	4,890,750	
在庫込みの総計		5,558,500	
ファイザー 2,661,430	うち新12歳用	87,750	
モデルナ 2,897,070	うち3回目用	5,470,750	

【2022年4月までの接種対象者】			
接種対象者	人数	うち1・2回目 ファイザー	うち1・2回目 モデルナ
医療従事者等	381,000	319,000	62,000
高齢者	1,733,000	1,677,000	56,000
その他一般	3,534,000	2,550,000	984,000
合計	5,648,000	4,546,000	1,102,000

2021年12月20日(月)	医療従事者、高齢・障害者施設(入所・通所)の利用者・従事者、医療機関の入院患者について、接種間隔6か月の前倒し接種を行うことを通知
12月24日(金)	一般高齢者について、接種間隔7か月の前倒し接種を1月から開始することを通知
2022年1月7日(金)	一般高齢者について、接種間隔を6か月にさらに前倒すとともに、かかりつけ医療機関で接種を受ける場合は、接種券無しでの接種を可能とすることを通知
1月11日(火)	医療機関に勤務する医師・看護師等の同居家族について、接種間隔6か月の前倒し接種(接種券無し可)を通知
1月13日(木)	基礎疾患を有する者について、接種間隔を6か月に前倒すとともに、かかりつけ医療機関で接種を受ける場合は、接種券無しでの接種を可能とすることを通知
1月14日(金)	64歳以下の一般県民について、接種間隔6か月の前倒し接種を3月から開始することを通知
1月18日(火)	64歳以下の一般県民の前倒し接種(接種間隔6か月)について、開始時期を1か月繰り上げ、2月から開始することを通知

大規模集団接種会場について

新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）を行うため、県の大規模集団接種会場を県内6か所に開設します。

大規模集団接種会場		名古屋空港ターミナルビル (豊山町)	藤田医科大学 (豊明市)	愛知医科大学 メディカルセンター (岡崎市)	藤田医科大学 岡崎医療センター (岡崎市)	J A 愛知厚生連 安城更生病院 (安城市)	東三河総合庁舎 (豊橋市)
開設期間 ※すべての会場において 7月末まで延長予定		2022年1月24日(月)～7月31日(日) (189日間)		2022年1月31日(月)～7月31日(日) (182日間)		2022年2月5日(土) ～7月31日(日) (土日のみ)(52日間)	2022年2月7日(月) ～7月31日(日) (175日間)
〔1・2回目 開設期間〕		〔2021年5月24日(月)～11月21日(日)〕		〔2021年7月3日(土)～11月19日(金)〕		〔2021年7月3日(土) ～11月6日(土)〕	〔2021年7月10日(土) ～11月25日(木)〕
接種規模		1日最大1,000人	1日最大500人	(土日)1日最大500人 (平日)1日最大300人	1日最大500人	1日最大500人 (土日のみ)	1日最大400人
対象者		新型コロナワクチンの2回目接種を完了し、県内に在住、在勤、在学する方					
接種 体制	開設時間	9時～21時	12時～22時	(土日)10時～19時 (平日)13時～20時	(土日)9時～17時 (平日)12時～20時	(土日のみ)9時～17時	11時～20時
	接種従事者	県がんセンターの医師・看護師等のほか、大学病院・公的病院の医師・看護師、歯科医師等	藤田医科大学病院の医師・看護師等	愛知医科大学メディカルセンターの医師・看護師等	藤田医科大学岡崎医療センターの医師・看護師等	J A 愛知厚生連の医師・看護師等	豊橋市民病院を中心とした東三河5市の医療機関の医師・看護師等
	予約方法	県のLINE予約システム、コールセンターでの電話受付					
	交通手段	最寄り駅等からシャトルバスを運行(駐車場あり)					公共交通機関 (駐車場あり)
	使用ワクチン	モデルナ社ワクチン(薬事承認申請中)					

2022. 1. 19

大規模集団接種会場の予約の状況について

○1月19日(水)13時現在の予約受付状況(1月17日午前9時開始)は以下のとおりです。

会場	接種日	予約枠数	予約数	予約率
名古屋空港ターミナルビル(豊山町)	2022/1/24	1,000	163	16.3%
	2022/1/25	1,000	61	6.1%
	2022/1/26	1,000	56	5.6%
	2022/1/27	1,000	21	2.1%
	2022/1/28	1,000	74	7.4%
	2022/1/29	1,000	37	3.7%
	2022/1/30	1,000	15	1.5%
	小計	7,000	427	6.1%
藤田医科大学(豊明市)	2022/1/24	500	87	17.4%
	2022/1/25	500	29	5.8%
	2022/1/26	500	23	4.6%
	2022/1/27	500	22	4.4%
	2022/1/28	500	25	5.0%
	2022/1/29	500	41	8.2%
	2022/1/30	500	11	2.2%
	小計	3,500	238	6.8%
合計		10,500	665	6.3%

※ コールセンターの受付は午前9時から午後5時まで

※ LINEの受付は24時間です。

愛知県のワクチン接種の状況（3回目接種）
 （令和4年1月19日作成）

区分	3回目接種
接種回数 (1月18日時点)	94,262回
18歳以上人口 接種率 [母数:634.6万人]	1.49%
全人口 接種率 [母数:755.9万人]	1.25%

【年代別接種率】

(単位：%)

3回目 接種率	10代 (18歳～)	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65歳以上
1月18日	0.12	1.79	1.76	1.86	1.85	1.56	0.88

人口上位10都道府県のワクチン接種（3回目接種）の状況 （接種率順）

令和4年1月18日時点

	市町村名	全人口（人）	接種回数（回）	接種率（%）
1	千葉県	6,322,892	80,437	1.27
2	北海道	5,226,603	65,734	1.26
3	兵庫県	5,523,625	69,004	1.25
4	愛知県	7,558,802	94,262	1.25
5	福岡県	5,124,170	61,144	1.19
6	東京都	13,843,329	155,830	1.13
7	埼玉県	7,393,799	80,089	1.08
8	静岡県	3,686,260	39,805	1.08
9	大阪府	8,839,511	83,646	0.95
10	神奈川県	9,220,206	78,890	0.86

人口上位10都道府県	72,739,197	808,841	1.11
47都道府県	126,645,025	1,629,260	1.29

(依頼先)

各商工会議所 会頭 様

各商工会 会長 様

愛知中小企業家同友会 会長 様

あいち・なごや強靱化共創センター センター長 様

公益財団法人あいち産業振興機構 理事長 様

愛知県商工会連合会 会長 様

愛知県中小企業団体中央会 会長 様

東京海上日動火災保険株式会社 愛知公務金融部長 様

3 中 金 号 外

令和 4 年 1 月 1 7 日

愛知県経済産業局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に対する事業継続計画
(BCP) 策定の周知について (依頼)

本県の経済産業行政の推進につきましては、日ごろより格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、県内事業者の皆様には引き続き基本的な感染防止対策の徹底をお願いしているところですが、オミクロン株への置き換わりによって感染が急速に拡大する中、感染や濃厚接触などで行動制限がかかることにより、事業活動の継続に支障をきたすことが懸念されます。

本県では、新型コロナウイルス感染症に対し、顧客、従業員とその家族の安全確保や事業継続のための取組を進めていただくため、下記のとおり「新型コロナウイルス感染症対策 あいちBCPモデル」を策定し、普及啓発に努めています。

つきましては、関係団体の皆様には、本内容について、傘下の企業・事業者の皆様方へ周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 「新型コロナウイルス感染症対策 あいちBCPモデル」の内容
中小企業のBCP策定を支援することを目的とした、新型コロナウイルス感染症に対応したBCPを作成するためのマニュアルです。地震や水害などの自然災害とは異なる、感染症リスクの特徴を踏まえ、感染発生段階ごとの対応方針の検討の考え方や、職場別の予防策を掲載しています。
- 2 「新型コロナウイルス感染症対策 あいちBCPモデル」の様式、記入例
中小企業金融課の Web ページ
(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/aichi-bcp.html>) からダウンロードしてください。

※ B C P

事業継続計画（Business Continuity Plan）の略で、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

※ B C P 策定に係る各種支援策については、別添のとおりです。

担当 中小企業部 中小企業金融課
設備導入・経営革新グループ

◇BCP 策定に係る各種支援策

支援策	防災ワンストップ BCP 個別相談窓口	経営・技術専門家派遣	
実施機関	あいち・なごや強靱化共創センター	公益財団法人あいち産業振興機構	県内各商工会・商工会議所
概要	企業の BCP 策定を促進するため、専門家による BCP 個別相談窓口（面談）を設置しています。	あいち産業振興機構登録の専門家を派遣し、BCP 策定に関する諸問題を解決するために助言・指導を実施します。	BCP 策定を支援する専門家を派遣する事業を実施しています。
	◇相談日 (2022 年 9 月まで) 毎月第 4 月曜日 ◇相談時間 ※原則、相談は 1 回 1 回：1 時間 30 分 ◇相談方法 Web 会議ツールを使用したオンライン面談	◇対象企業 県内の中小・小規模事業者 ◇派遣回数 当該年度内で必要に応じて最大 10 回まで （申請時期や予算の状況に応じて認められない場合があります。）	◇対象企業 県内の小規模事業者に限る。 ◇派遣回数 年 3 回まで
費用	無料	中小企業者：1/3 の費用負担 （1 回あたり約 1 万円） 小規模事業者：1/5 の費用負担 （1 回あたり約 6,000 円）	初回無料（2 回目以降は有料）
問い合わせ先	電話：052-747-6979 メール：kyoso@gensai.nagoya-u.ac.jp	電話：052-715-3070 メール：info-advice@aibsc.jp	詳しくは、最寄の商工会・商工会議所へお問い合わせください
リンク先	http://gensai.nagoya-u.ac.jp/kyoso/consultation.html	https://www.aibsc.jp/support/692/	

※中小企業向け BCP 策定に係る県内各市町村の支援施策（2021 年 4 月 1 日時点）については、県中小企業金融課 Web ページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/171024.html>）に掲載していますので、あわせてご参照下さい。

都道府県別 直近1週間の人口10万人あたりの感染者数(1月19日時点)

都道府県別 直近1週間の人口10万人あたりの感染者数

1. 沖縄県	(まん延防止等重点措置)	679.56 人
2. 大阪府		303.95 人
3. 広島県	(まん延防止等重点措置) 1/21~	256.95 人
4. 東京都	→まん延防止等重点措置	231.23 人
5. 京都府		216.26 人
6. 熊本県	→まん延防止等重点措置	183.64 人
7. 兵庫県		168.33 人
8. 福岡県		164.20 人
9. 滋賀県		148.94 人
10. 愛知県	→まん延防止等重点措置	147.67 人
11. 佐賀県		138.77 人
12. 埼玉県	→まん延防止等重点措置	128.42 人
13. 山口県	(まん延防止等重点措置)	127.98 人
14. 和歌山県		126.16 人
15. 神奈川県	→まん延防止等重点措置	124.18 人
16. 奈良県		124.14 人
17. 千葉県	→まん延防止等重点措置	123.41 人
18. 長崎県	→まん延防止等重点措置	119.14 人
19. 島根県		116.62 人
20. 群馬県	→まん延防止等重点措置	109.47 人
21. 静岡県		102.55 人
22. 愛媛県		99.55 人
23. 岐阜県	→まん延防止等重点措置	96.23 人
24. 岡山県		95.03 人
25. 山梨県		93.96 人
26. 北海道		89.39 人
27. 宮崎県	→まん延防止等重点措置	89.00 人
28. 長野県		87.51 人
29. 大分県		87.31 人
30. 新潟県	→まん延防止等重点措置	85.83 人
31. 三重県	→まん延防止等重点措置	84.28 人
32. 栃木県		83.51 人
33. 青森県		74.96 人
34. 鹿児島県		73.91 人
35. 茨城県		66.43 人
36. 鳥取県		62.23 人
37. 香川県	→まん延防止等重点措置	60.56 人
38. 福井県		59.38 人
39. 石川県		57.12 人
40. 高知県		37.97 人
41. 徳島県		31.87 人
42. 宮城県		29.66 人
43. 山形県		25.51 人
44. 秋田県		24.64 人
45. 福島県		23.08 人
46. 富山県		20.31 人
47. 岩手県		10.11 人